



陳情30第12号

藤沢市議会議長 松下賢一郎様

後期高齢者医療の窓口負担2倍化に 反対する意見書提出を求める陳情



2018年8月22日

藤沢市社会保障推進協議会

会長 大山正雄

藤沢市長後 794-4-24



(陳情趣旨)

財務省の財政制度等審議会は、5月に公表した「新たな財政健全化計画に関する建議」で、「(自己負担が2割となっている70～74才の方が)75才到達後も2割のままにすることに加えて、すでに後期高齢者となっている者についても、数年かけて段階的に2割負担に引き上げる」ことを提起し、これを受けて「骨太方針2018」は「後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」との方針を明記しました。

これらの方針に対し、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、「制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めること」との要望書を提出しています。

また、神奈川県保険医協会は「窓口負担の1割から2割への負担増は、受診抑制が強まり重症化につながる」として、各地で出前講座開催などの反対運動を展開しています。

県内の後期高齢者は、その約7割が所得100万円(年金収入で253万円)未満と厳しい生活を送っています。また、後期高齢者の86%は慢性疾患で外来治療しており、手術を伴う入院も多くなっています。

低所得者の保険料の特例軽減措置の縮小・廃止に加え、「窓口負担の原則2倍化」は多くの高齢者の生活と命を脅かすものとなります。

かつて、老人福祉法の改正による老人医療費支給制度の実施(1973年1月)から老人保健法の施行(1983年2月)までの間、「老人医療費の無料化」が実施され70才以上(藤沢市では1975年4月から67才以上)の窓口負担はゼロの時代もありました。

激動の昭和・平成の時代を生き抜いてきた高齢者に、せめて病気のときに窓口負担の心配なく受診できることが求められるのに、窓口原則2割負担はこれに逆行するものです。

(陳情事項)

国に対し、後期高齢者の医療費窓口負担1割を2倍化することに反対する意見書を提出してください。